

利賀地域義務教育学校設置協議会 委員・事務局名簿（令和5年4月）

1 委員 14名

N0.	役職	氏名	所属	備考
1	委員長	成瀬 喜則	富山大学 大学院 教授 学長特命補佐	学識経験者
2	副委員長	松本 謙一	南砺市教育委員会 教育長	教育員会
3	委員	高田 公美	南砺市小学校長会 会長	小学校長会（代表）
4	委員	吉尾 徹	利賀小学校 校長	利賀小学校長
5	委員	瀬戸 広美	南砺市中学校長会代表	中学校長会（代表）
6	委員	扇澤 文夫	利賀中学校 校長	利賀中学校長
7	委員	高瀬 夕紀	利賀ささゆり保育園 園長	利賀ささゆり保育園長
8	委員	野原 宏史	地域づくり協議会代表	地域住民の代表
9	委員	須河紗也子	地域づくり協議会推薦	地域住民の代表
10	委員	米倉 宗嗣	地域有識者	地域住民の代表
11	委員	南田 哲幸	利賀児童生徒育成会 会長	保護者の代表
12	委員	城岸 千秋	利賀児童生徒育成会 家庭教育委員	保護者の代表
13	委員	米倉 健太	保育園保護者代表	保護者の代表
14	委員	邑上 貴厚	山村留学関係者	その他教育委員会が 必要と認める者

2 事務局 7名

氏名	所属	備考
笠井 学	教育部 部長	
氏家 智伸	教育総務課長	
山本 佳和	教育総務課 副参事	
山田 浩司	教育総務課 主幹・学務係長	
高川 芳昭	南砺市教育センター所長	
溝口 早苗	総合政策部 こども課長	
久保 剛志	利賀市民センター 統括	

第 6 回利賀地域義務教育学校設置協議会会議録（要点記録）

【日時】 令和 5 年 3 月 7 日（火）開会：午後 5 時 閉会：午後 6 時 10 分

【場所】 利賀市民センター 2 階会議室

【出席委員】 成瀬 喜則 委員長 松本 謙一副委員長 扇澤 文夫 委員
笠原 一忠 委員 城岸 千秋 委員 須河紗也子 委員
瀬戸 広美 委員 高瀬 夕紀 委員 高田 公美 委員
野原 哲二 委員 米倉 健太 委員 米倉 宗嗣 委員

【事務局員】 教育総務課長 氏家 智伸 教育総務課副参事 吉尾 徹
教育総務課主幹 山田 浩司 南砺市教育センター長 山田由紀子

1 委員長あいさつ

委員長 前回までに各部会から提案を受け、今後はできるところから決めていきたい。活発な議論をお願いしたい。

2 報告事項

（1）第 5 回協議会（令和 5 年 2 月 15 日）議事録について

事務局 【資料 1 の説明】 各委員への事前の資料送付ができなかったため、今後、修正依頼・内容確認等があれば今週中に事務局まで連絡をいただきたい。

3 協議事項

（1）学校名について（地域づくり協議会）

委員 校名と校歌が関連しているとの思いもある。暫定的な校歌を考えるなら、現在の校歌の歌詞校名の部分が 3 文字なので未来（みらい）という 3 文字の言葉を入れる案もある。第 1 案は利賀学舎である。また、第 2 案では未来という言葉を入れることにより、学校の将来的像を見据えた校名になるのではないかと考えた。

委員長 校歌についての意見も含んでいるのか？

委員 暫定的な校歌を考えたと、それにふさわしい校名がよいと考えた。新しい校歌の歓声が開校よりも遅れる場合、それまで校歌がないという状況を避けるために暫定的な校歌が必要で、今の歌詞に合う第 2 案の校名を候補の一つとし提案した。

委員 地域づくり協議会としての提案順位は、1 番が利賀学舎、2 番が利賀未来学舎なのか？

委員 1 番、2 番という順ではなく、二つを提案している。

委員 地域・PTA 部会では、圧倒的に利賀学舎を推す声が多かった。その他の意見に利賀未来学舎、利賀とちのき学舎の二つがあった。部会では、利賀学舎がシンプルかつ分かりやすい

という理由で圧倒的な意見だった。

委員 校名には南砺市立が付くことを確認したい。

委員長 南砺市の義務教育学校の名称を統一するという意味で、学舎を使う。そして利賀を使うということでこの2案となる。地域づくり協議会では、校歌のことも考えると利賀未来学舎という案もあるが、保護者、PTAでは、利賀学舎がよいのではないかという意見である。

委員 シンプルな利賀学舎がよい。

委員 山村留学生は、利賀の教育環境に賛同して来てくれているので、利賀を校名に付けることは、イメージとしてもプラスに作用すると思う。

委員 校名の検討に携わってきて、はじめは、利賀やまびこ学舎がよいと思った。しかし、いろいろな理由を考えるとじっくりとくる校名はなかった。利賀学舎が一番違和感もなく適していると思った。理由を難しく考えることもないし、様々な方に説明することもできる。

委員 利賀学舎がシンプルでよい。

委員 地域・PTA部会では検討を重ね、3つの校名案を地域づくり協議会に提案した。利賀未来学舎と利賀とちのき学舎もそれぞれよさがあると思い提案した。利賀学舎がよいのではないかと考えている。

委員 小学生の子供たちは、利賀が有名になってほしいから利賀を一番に表している利賀学舎がよい、という意見が多かった。

委員 わかりやすく利賀学舎がよい。

委員長 皆さんの意見を総合すると、利賀を前面に出したい、南砺市立が付くことを考えると利賀学舎がよいという意見となる。これでよいか。

委員 賛同。

委員 この場を借りて地域の声を伝えたい。学舎を付けることについてもう少し早く伝えてほしかった。アーパスという名前をこれからも大切にしたい。アーパスという名前は利賀の子供たちが考えた言葉で、25年以上慣れ親しまれている言葉であることから校名に入れてほしかった、という意見があった。学校PRビデオにもアーパスについて説明されているし、報道等にもアーパスと紹介されていることもある。アーパスは校名公募の中でも意見が多かった。住民の声を受け入れてほしかった。

委員長 最終結論としては、一番に、「南砺市立利賀学舎」とさせていただく。

事務局 次は、教育委員会に諮り、6月の議会で条例改正をすることになる見通しである。

委員 6月議会に提案するのは、利賀学舎だけなのか、他の候補も上げるのか。

事務局 経緯を説明するときに他の候補も紹介するが、議会に提案するのは、利賀学舎の一つだけである。

(2) 各部会からの提案及び進捗状況について

① 地域・PTA部会

委員 地域・PTA部会では、校名、ランドセル、運動服等について協議してきた。校歌については、まだまだ検討することがあり、継続審議である。ランドセルについては、背負うものとした。

委員 制服については、再協議した結果、制服を決めたいという意見にまとまった。

副委員長 どのような理由からか。標準服という考えでいけば、1年間だけ留学する山村留学生にとっても負担が少なくてよいのではないかと思われる。

委員 標準服とすると、いろいろな捉え方をする方がいる。しっかりと制服を決めた方が保護者にとってもわかりやすい。山村留学生を指導する立場としてもその方がよいという意見がある。

副委員長 制服を決めた方がよいという理由は何か。

委員 保護者の観点から決めた方がよいという理由である。式や冠婚葬祭の時に自由だと困ることもある。自主性を育むために標準服という考えもあるが、自主性を育む機会は、着衣の選択以外の場面でもできることである。

委員 山村留学の子供たちの負担についても考えたい。

委員 標準服というのは、利賀の子供たちは制服の代わりに標準服を着るということになるのか。例えば、式の時、利賀の子供たちは、標準服、山村留学の子供たちは、標準服に近い自分の服を着るということになるのか。

副委員長 制服を決めてしまうと、山村留学の子供たちに、利賀に来てほしいという地域、学校の気持ちが伝わらないのではないか。

委員 山村留学を希望する方は、制服等にはこだわらないので、問題はあまりないと聞いている。

副委員長 安価な制服にすれば、問題はクリアできると考えている。ハードルを下げることが第一と思われる。

委員 業者が持っている既製品のものを選べば、価格を抑えることはできると予想している。

副委員長 価格が抑えられればよい。

委員 業者にどのくらいの価格のものが提供してもらえるか、地域・PTA部会の方で調べてみる。

委員 カatalogなどを見ながら、どのようなデザインがあるのか、どのくらいの値段になるのかを業者の方と協議して調べたい。

委員 前回の協議会で、制服については、自由服や標準服の考えもあり、再度検討してほしいということになった。再検討されたうえで、今回やはり制服を作りたいとの意見であったのでその方向で進めてよいのではないか。デザインや価格については、これから十分に検討してほしい。ここでは、制服を決める方向で認めてもらえばどうか。

委員 制服を決める方向で進める。山村留学の子供たちのこともよく考えて、デザインや価格について協議して提案する。

委員長 ランドセルは、両手が空く、背負うタイプのもの。校歌は継続審議。

② 教育課程検討部会

委員 教育目標については、再検討している。文言については、学校に任せてもらうことになった。

委員長 一点目、主体的という言葉は普遍的なものと考えてよいか。二点目、「子」というのは、中学校レベルでも通用するのか。

委員 小学校から提案したものであるからこれから検討したい。

委員 学年区分については、3つの案で検討した。結論としては、案1の6-3でいきたい。現在の小学校6年生と中学校3年生が最高学年として活動していくのがよい。案2の4-3-2については、4年生が一つの山場になる。教室配置の変更も必要となる。案3の4-2-3よりも現行の6-3制がよいと考えている。

副委員長 複式学級のことも考えると、4-2-3とすると、中期が担任1人になってしまうことも考えられる。

委員 複式のことも考えると6-3がよい。

委員 学習指導要領の内容も6-3で考えられている。

委員長 異論がないので、6-3制の案1で進める。

委員 特色ある学校という点で、ふるさと学習のグループ学習等で地元の人材確保が重要である。先生がたは数年で異動があり、地域とのつながりが切れてしまう。ふるさと学習をする上で、うまくサポートできる仕組みづくりを考えていきたい。人材バンクの作成、学校と地域をコーディネートする人材の確保など。

副委員長 地域の組織を作ればどうか。

委員 現在も学校には人材バンクの書類はある。学校で作成しているので、網羅されていない可能性もある。ぜひお願いしたい。

委員長 この点について話し合う場、協議会があればよいかもしれない。

③ 事務部会

委員 部会を開き、これからどのようなことを検討、協議しなければいけないか内容を洗い出した。

4 第7回協議会の日程

事務局 継続審議のものがあるので4月又は5月に臨時的に開催したい。

委員 利賀地域の祭りが5月3～5日にある。

委員 平日であれば開催可能である。

委員 地域・PTA部会を4月に行う。

副委員長 連休後すぐに行えばどうか。

委員 運動会等があり、運動会後がよい。

委員長 5月8日の週で調整をして、都合が悪ければ変更してほしい。

事務局 委員交代が分かった時点で事務局に報告してほしい。3月中に連絡いただきたい。

5 閉会 副委員長あいさつ

副委員長 今日の協議会において校名の方向性が定まった。人材バンクの話も出たが、他にはない特色あるふるさと学習を進めていくため、地域と一つになって、組織づくりを含めてそれを売りにしていきたい。地域とのかかわりや山村留学生の受入れなどの特色が表にでるような取組をし、特色ある新しい学校を作っていきたい。これからも様々なアイデアを地域やPTAから出していただき、子供たちが喜んで登校できるような学校を作りたい。

(2) 学校名について

- | | |
|----------------|---|
| 【議 案】 | 南砺市立学校設置条例の一部改正について |
| 【概 要】 | 南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校を統合し、義務教育学校（仮称）南砺市立利賀学舎を新たに設置するため、学校の名称を改正する。 |
| 【施行年月日】 | 令和6年4月1日 |

【これまでの状況】

- | |
|---------------------------------|
| ① 定例教育委員会の承認 |
| ・ 開催年月日：令和5年5月16日（火） |
| ② パブリックコメントの募集 |
| ・ 募集期間：令和5年5月12日（金）から5月21日（日）まで |
| ・ 寄せられた意見：無し |

【今後の予定】

- | |
|--------------------------------|
| ③ 市議会の議決（令和5年6月会議） |
| ・ 開催期間：令和5年6月5日（月）から6月21日（金）まで |

南砺市立学校設置条例の一部改正について

１ 改正の理由

南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校を統合して義務教育学校（（仮称）南砺市立利賀学舎）を新たに設置するため、条例を一部改正するものです。

２ 改正の内容

別表の１、別表の２及び別表の３の表中を改めます。

３ 施行年月日

令和６年４月１日から施行します。

令和５年３月７日に開催された第６回利賀地域義務教育学校設置協議会において、協議した結果、「南砺市立利賀学舎」とするとの決定があった。

「南砺市立学校設置条例の一部改正（案）」のパブリックコメントの募集について

この度、「南砺市立学校設置条例の一部改正（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから広く意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

1 目的

南砺市立利賀小学校及び南砺市立利賀中学校を統合して義務教育学校（（仮称）南砺市立利賀学舎）を新たに設置するため、条例を一部改正するものです。

2 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他条例改正に利害関係を有する方

3 条例案が御覧いただける場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

4 募集期間

- ・令和5年5月12日（金）から令和5年5月21日（日）まで

5 募集方法

- ・市ホームページ
- ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

6 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの行政センターへ提出してください（※様式は自由です。）。

〈郵便〉〒939-1596

南砺市荒木1550番地 南砺市役所 教育総務課学務係

「南砺市立学校設置条例の一部改正パブリックコメント募集」宛て

〈ファックス〉 0763-52-6350

〈電子メール〉 南砺市公式ホームページの検索窓に「パブコメ」と入力され、「南砺市立学校設置条例の一部改正パブリックコメント募集」ページ下の「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームにご意見を入力し、送信してください。件名を「南砺市立学校設置条例の一部改正パブコメ」としていただき、内容欄に直接ご意見を入力してください。

7 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページ及び各市民センター等の情報公開コーナーで公表します。

※ 意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問合せ先：南砺市 教育部 教育総務課 学務係 電話0763-23-2012